

令和2年度 和歌山県木質バイオマス発電推進事業費補助金

—第2回募集要領—

(※申請にあたっては必ず別途定める「和歌山県木質バイオマス発電推進事業費補助金交付要綱」にて要件等をご確認ください。)

1 趣旨

本補助金は、和歌山県で木質バイオマスの利用を図るため、燃料となる原木(以下「燃料原木」という。)の運搬(以下「運搬事業」という。)又は燃料原木の購入資金の借入れ(以下「購入資金借入事業」という。)を行うものに対し、予算の範囲内で交付するものです。

2 補助金の内容

2-1 運搬事業

① 対象となる事業主体

県内で燃料原木を伐採・収集するもの2者以上で構成される団体(協議会)が対象です。

※チップ加工業者を経由して発電所に供給する場合は、そのチップ加工業者が協議会の構成員である必要があります。

② 対象となる事業・補助額

協議会の構成員が、燃料原木を伐採・収集した場所から発電所やチップ加工場まで運搬する事業が対象であり、補助額の上限は1,000円/トンです。

※補助金計算に適用される重量は、チップ加工場着時もしくは発電所着時の原木状態の重量です。

※山土場等でチップ加工し発電所に直送する場合は、発電所着時のチップの重量となります。

③ 対象となる「燃料原木」

県内の森林において伐採・収集され、県内の発電所やチップ加工場に供給される「未利用木材」が対象です。

※未利用木材とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件(平成29年3月14日経済産業省告示第35号)第6条に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)」のことをいいます。具体的には「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月林野庁)」において、「間伐材等由来の木質バイオマス」として、詳細に定義づけられています(間伐材、森林経営計画対象森林や保安林から法令等に基づき適切に伐採、生産される木材などが該当します。)

④ 対象となる「発電所」

対象となる発電所は、経済産業大臣から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたか、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)附則第4条第1項、第5条第3項又は第6条第3項の規定により当該認定を受けたものと見なされる者(以下「認定発電事業者」という。)の当該認定に係る県内の発電所です。

2-2 購入資金借入事業

① 対象となる事業主体

県内に発電所を建設したか建設予定である認定発電事業者が対象です。

② 対象となる事業・補助額

燃料原木を購入するために事前に金融機関から借入れを行った資金の金利又は年率1.2%のいずれか低い方により算定した額を補助します。

3 対象期間

「2-1 運搬事業」は、事業を開始した日から1年間を上限とします。「2-2 購入資金借入事業」は、金融機関から借入れを行った日以降に燃料原木の購入費用を初めて支払った日から1年間、又は当該日から売電の開始の日までの期間のいずれか短い期間とします。(平成30

年度及び令和元年度に交付決定を受けた事業については、それらの事業期間も1年間の中に含まれます。)

なお、令和3年度分については、予算成立が条件であり、現時点で令和3年度の補助事業実施を担保するものではありません。

4 補助金を受ける条件

補助金を受ける条件は、以下のとおりです。

- 協議会と発電事業者が概ね10,000トン/年(発電所の出力が1,000kW未満の場合は2,000トン/年)以上の燃料用の木材を5年以上継続して供給する旨約束した**安定取引協定を締結**し、当該協定に基づいて燃料用の木材の供給を行うこと。
- 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
- 事業開始後5年間、県に実績を報告すること。

5 募集期間及び締切り

募集期間は次のとおりです。申請は、当該期間中に行ってください。

令和2年8月27日(木)～令和2年9月25日(金)

※募集は、本募集期間で締め切り、交付決定を行います。

※申請総額が予算額を上回る場合は、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

6 申請方法

和歌山県木質バイオマス発電推進事業費補助金交付要綱に定められている様式に記入し、発電所の所在地を管轄する振興局林務課へ提出してください。

(申請書提出先)

振興局	管内市町村	連絡先(所在地・電話番号)
海草振興局 農林水産振興部 林務課	和歌山市、海南市、紀美野町	和歌山市小松原通一丁目1番地 073-441-3366
那賀振興局 農林水産振興部 林務課	紀の川市、岩出市	岩出市高塚209 0736-61-0015
伊都振興局 農林水産振興部 林務課	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	橋本市市脇4丁目5番8号 0736-33-4911
有田振興局 農林水産振興部 林務課	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	有田郡湯浅町湯浅2355-1 0737-64-1263
日高振興局 農林水産振興部 林務課	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町	御坊市湯川町財部651 0738-24-2912
西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町	田辺市朝日ヶ丘23-1 0739-26-7911
東牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8 0735-21-9612

7 お問い合わせ先

この補助金の内容については、以下までお問い合わせください。

和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 産業技術政策課

TEL 073-441-2354 FAX 073-432-0180(担当 宮前、田中)

詳細は、和歌山県産業技術政策課のホームページ(以下)に掲示しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/newenergy/biomass/mokushitsu.html>